

目 次

1	募集について	1
(1)	目的	1
(2)	貸与を受ける者の資格	1
(3)	奨学資金の月額	2
(4)	貸与の期間	2
(5)	申請書類の提出	2
(6)	保証人	3
(7)	選考及び奨学生候補者の内定	3
(8)	採用決定（誓約書等の提出）	3
(9)	奨学資金の交付	3
2	推薦について	4
(1)	推薦基準	4
(2)	学力基準	4
(3)	所得基準	7
ア	世帯人員の認定	7
イ	所得（収入）の種類別による所得金額の算定	7
ウ	所得金額算定上の注意	7
エ	特別控除額算定上の注意	8
オ	特別控除にかかる証明書	10
カ	所得判定上の注意	10
3	願書・推薦調書の作成について	11
(1)	奨学生願書	11
(2)	推薦調書	11
4	返還までの手続きについて	12
(1)	借用証書の提出	12
(2)	返還	12
(3)	返還猶予	12
(4)	返還免除	12

〔参考・別表〕

所得金額の求め方	13
表 1 給与所得の計算式	14
表 2 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）	14
表 3 特別控除額表	14
表 4 返還期間	15
表 5 返還額の事例	15

1 募集について

(1) 目的

本県の奨学資金は、福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に資することを目的としています。

(2) 貸与を受ける者の資格

奨学資金は、次に掲げる要件を具備している者に対して、申請に基づき貸与する。

- 一 品行が正しく、かつ、学術に優れていること。
- 二 次のアからウまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからウまでに定める要件を具備していること。
 - ア 県内に所在する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは専修学校の高等課程（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な教授を目的とする修業年限二年以上の専修学校の高等課程で教育委員会で定めるものに限る。以下同じ。）に在学する者又は県内に所在する高等専門学校に入学しようとする者若しくは在学する者 その者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。
 - イ 県外に所在する高等学校若しくは専修学校の高等課程に在学する者又は県外に所在する高等専門学校に入学しようとする者若しくは在学する者 その者が当該県外に所在する高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校に入学し、又は転学するまで県内に引き続き六月以上住所を有しており、かつ、その者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。
 - ウからエ（省略）
- 三 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- 四 同種類の修学のための資金を他から受けていないこと。

福島県奨学資金貸与条例（抜粋）

ア 申し込みできる者は、令和8年度に高等学校又は専修学校の高等課程（福島県教育委員会で定める専修学校に限る。）に進学を予定している中学校（特別支援学校の中学部を含む。）3年生の者であること。（高等専門学校に進学を予定している者は対象になりません。）

※ 以下の者は申し込みできませんので、注意願います。

- ① 県内に6ヶ月以上住所を有していなかった者
- ② 生計維持者（保護者）が県内に住所を有していない者
- ③ 学力・所得基準外の者
- ④ 他の奨学金を受ける予定がある者（給付型との併用は可能です。不明な点はお問い合わせください。）

イ 専修学校の高等課程で教育委員会で定めるものとは、次の条件をすべて満たす高等課程の学科のことです。

- ① 職業に必要な技術の教授を目的とする学科（工業、農業、医療、衛生、教育、社会福祉若しくは商業実務の分野に属する全学科又は服飾、家政、文化、教養の分野のうち、デザイン、写真、外国語、音楽若しくは美術に関する学科であること。）
- ② 修業年限が2年以上の学科
- ③ 授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつその終期が明確に定められている学科

ウ 高等専門学校との併願希望の場合は予約採用を受け付けますが高等専門学校のみ受験希望の場合は、予約採用を受け付けません。

また、高等専門学校に進学する場合は予約採用を取り消します。

(3) 奨学資金の月額

区 分	国公立	私 立
自 宅 通 学 の と き	18,000円	30,000円
自 宅 外 通 学 の と き	23,000円	35,000円

※「自宅外通学のとき」の貸与月額を受ける者は、進学後に審査の上、決定する。

(4) 貸与の期間

奨学資金を貸与する期間は、原則として、令和8年4月分から在学する学校の正規の修業期間ですが、次年度以降継続して貸与を受ける場合は、毎年度、1年間の学習状況等の報告により判定することになりますので、申請者に周知してください。(詳細は別途通知します。)

(5) 申請書類の提出

推薦に際しましては、申請者から次に掲げる書類を提出させ、学校側で作成する「福島県奨学生推薦調書(第2号様式)」を添付の上、福島県教育委員会(以下「県教委」という。)に別途通知した期限までに提出してください。

なお、提出にあたっては、記入例や注意事項等をよく読んだ上で、所要事項を正確に記入させるとともに、記入事項(本人・連帯保証人・保証人)が、それぞれ自筆で書いてあるかを確かめてください。

[申請者が提出する書類]

ア 福島県奨学生願書(第1号様式)

① 住所等は、住民票(若しくは居住証明書・在寮証明書)の記載どおりに記入してください。

イ 市区町村発行の令和7年度の所得証明書 (令和6年分 令和6年1月から令和6年12月まで)

① 源泉徴収票は不可

② マイナンバー(個人番号)の記載がないものを提出してください。やむを得ず、マイナンバー(個人番号)が記載されたものを受理する場合、個人番号部分を復元できない程度にマスキング(黒塗り)した上で提出してください。

③ 家計支持者を特定するため、同一生計内で就学者以外全員分を添付してください。無職や年金受給者の場合であっても必要です。

④ 令和6年の中途又は、令和7年中に新たに就職、転職等により収入に変動がある場合は、勤務先が発行した入社月から12か月分の「給与支払(見込)証明書」を提出してください。

⑤ 令和6年度に学生であった者については、福島県奨学生願書の収入金額欄に「令和7年3月〇〇学校卒業」と記入してください。

⑥ 別居で別生計かつ住民票を移していない(住民票謄本に記載されている)兄弟(姉妹)については、所得証明書の提出は不要ですが、別生計を証明する書類として「居住証明書」の提出が必要です。その場合、世帯の人数には入れません。

ウ 住民票謄本(本籍が記載されている世帯全員分のもの)

① 戸籍謄本は不可

② 取得の際は、マイナンバー以外全ての項目の表示を「有」として下さい。(続柄・筆頭者など)

③ マイナンバー(個人番号)の記載がないものを提出してください。やむを得ず、マイナンバー(個人番号)が記載されたものを受理する場合、個人番号部分を復元できない程度にマスキング(黒塗り)した上で提出してください。

④ 住所が同一で世帯が別の場合(二世帯以上の同居又は祖父母等)も全員分が必要です。

⑤ 申請者(生徒)本人が住民票と異なる住所に住んでいる場合は、「居住証明書」又は「在寮証明書」を必ず提出してください。

- ⑥ 兄弟（姉妹）が住民票を移し同一生計で別居（学生等）している場合は、本籍記載の住民票を提出してください。
- ⑦ 兄弟（姉妹）が住民票を移さず別居している学生で、所得金額を求める際の特別控除が必要な場合は、「居住証明書」又は「在寮証明書」を提出してください。提出がない場合は、自宅通学扱いの控除となります。

エ 口座振替による支払申出書

- ① 申請者（生徒）名義の普通預金口座のみ。（貯蓄型口座への振替はできません。）
- ② 住所は、申請者（生徒）の「住民票」の記載どおりに記入してください。
- ③ 通帳の表紙及び通帳の見開き 1 ページ（金融機関名、店舗名、口座番号、カナ氏名がわかるページ）の A 4 コピーを必ず添付してください。

オ 保証人にかかる住民票抄本（本籍記載のもの・戸籍抄本は不可）

- ① マイナンバー（個人番号）の記載がないものを提出してください。やむを得ず、マイナンバー（個人番号）が記載されたものを受理する場合、個人番号部分を復元できない程度にマスキング（黒塗り）した上で提出してください。

カ 特別控除に該当する場合、それらを証する書類

キ その他教育長が必要と認める書類

（6）保証人

申請者は保証人を 2 人立ててください。なお、保証人の要件は次のとおりです。

- ・連帯保証人・・・県内に居住する成年者で独立の生計を営み、かつ奨学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するもの。

申請者（生徒）が未成年の場合、福島県内に住所を有する親権者、未成年後見人又はこれに代わる者。

- ・保証人・・・申請者（生徒）及び連帯保証人と別住所・別生計で、成年者であって、独立の生計を営み、かつ奨学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するもの。

※ 65 歳以下の人にしてください。他に該当者がいない等やむを得ない場合は、返還が始まるまでに保証人を変更するよう伝えてから、受け付けてください。

※ 例外として、申請者が災害により被害を受けた者であり、保証人を立てることが困難な場合は、連帯保証人のみとすることができます。

詳しくはお問い合わせください。

（7）選考及び奨学生候補者の内定

ア 選考にあたっては、提出された願書及びその他の書類を審査して、県教委で定める選考基準に基づき、採否を決定します。

イ 奨学生候補者の内定は、令和 7 年 12 月に在学する学校を経由し、本人に通知します。

（8）採用決定（誓約書等の提出）

奨学生候補者は、入学したときをもって奨学生に採用を決定します。この場合、令和 8 年度入学後、進学した高等学校を経由して、貸与月額確認書及び誓約書を提出することとなります。（詳細は別途連絡します。）

（9）奨学資金の交付

採用者の奨学資金は、口座振替による支払申出書で届けられた本人の口座に原則として毎月 10 日（その日が土・日・祝日の場合はその日以後最初に金融機関が取引を行う日）に交付します。

なお、採用後の初回の振込は、令和 8 年 5 月下旬に 4・5 月分をまとめて振り込む予定です。

2 推薦について

推薦にあたっては、学力及び所得基準の各項目のほかに人物についても総合的に判断して適格者を選考してください。その際、次の点に注意してください。

- ① 本人については、途中で学業を放棄することがないと思われる者であること。
- ② 保護者が、奨学資金の趣旨を充分理解し、将来の奨学資金返還の義務等についても保護者の立場から責任を自覚していること。
- ③ 所得については、推薦基準に合致していても、家庭の事情などを総合的にみて、生徒の修学にさしたる困難がないと判断される場合には推薦しないものとする。
- ④ 同種類（貸与型）の修学のための資金を他から受ける予定がないことを確認してください。併願は可能ですが併用は不可となります。

なお、本県奨学生として採用後に、重複貸与の事実を確認した場合には、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。

（１）推薦基準

学力基準

中学校における１・２年の全履修教科についての５段階評価における学業成績の評定を平均した値が、３.０以上であること。

※ 換算できない教科（選択科目等）については算定しなくてよいこととする。

所得基準

本人の生計を主として維持する者のうち所得金額の多い者一人（以下「主たる家計支持者」という。）の所得金額が表２（p 14）の所得基準以下であること。

（２）学力基準

中学校における１・２年の学習成績の評定平均値は、全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値が３.０（小数第２位で四捨五入）以上であること。（履修教科の評定は、５～１の五段階評価法によることとし、５段階法によらない評定については５段階に換算して算定してください。）ただし、換算できない教科（選択科目等）については算定しなくてよいこととする。

※県立高校の入学募集停止及び統合に伴う経済支援策（学力基準の緩和）を行っています。
詳細は、次頁（※１、※２）をご覧ください。

- ※1 県立高校の入学募集停止に伴う経済支援策（学力基準の緩和）を行っています。
（平均評定は問わない。勉学に意欲があり、学業を修了できる見込みがあると学校長が認める者。）

入学募集停止に伴う学力基準緩和対象 *				
	入学募集停止にかかる 高校及び学科 (A)	対象となる高校及び 学科 (B)	対象中学校 (C)	対象期間
令和 5 年 度	県立塙工業高等学校 工業科	県立白河実業高等学校 工業科	棚倉町立棚倉中学校 塙町立塙中学校 矢祭町立矢祭中学校 鮫川村立鮫川中学校	令和5年度から 令和9年度
	県立白河実業高等学校 農業科	県立修明高等学校 農業科	白河市立白河中央中学校 白河市立白河第二中学校 白河市立東北中学校 白河市立白河南中学校 白河市立五箇中学校 白河市立表郷中学校 白河市立大信中学校 西郷村立西郷第一中学校 西郷村立西郷第二中学校 西郷村立川谷中学校 泉崎村立泉崎中学校	令和5年度から 令和9年度
令和 7 年 度	県立好間高等学校	県立いわき総合高等学校	いわき市立赤井中学校 いわき市立小川中学校 いわき市立三和中学校 いわき市立好間中学校	令和7年度から 令和11年度
令和 8 年 度	県立小野高等学校	県立あぶくま柏鵬高等学校	田村市立滝根中学校 小野町立小野中学校 平田村立ひらた清風中学校 川内村立川内小中学園	令和8年度から 令和12年度
	県立四倉高等学校	県立いわき商業情報高等学校	いわき市立四倉中学校 いわき市立久之浜中学校	令和8年度から 令和12年度

* (A)の入学募集停止により、(C)の生徒が(B)の高校及び学科に進学する場合、学力基準を緩和します。

※2 県立高校の統合に伴う経済支援策（学力基準の緩和）を行っています。
 （平均評定は問わない。勉学に意欲があり、学業を修了できる見込みがあると学校長が認める者。）

統合に伴う学力基準緩和対象			
統合校（A）		対象中学校（B）	対象期間（C）
令和4年度統合	県立須賀川創英館高等学校	須賀川市立長沼中学校、須賀川市立岩瀬中学校、天栄村立天栄中学校	令和4年度から令和8年度
	県立会津西陵高等学校	会津坂下町立坂下中学校、湯川村立湯川中学校、柳津町立会津柳津学園中学校	令和4年度から令和8年度
	県立いわき湯本高等学校	いわき市立上遠野中学校、いわき市立入遠野中学校、いわき市立田人中学校	令和4年度から令和8年度
	県立相馬総合高等学校	新地町立尚英中学校	令和4年度から令和8年度
	県立ふくしま新世高等学校	伊達市立伊達中学校、伊達市立梁川中学校、伊達市立松陽中学校、伊達市立桃陵中学校、伊達市立霊山中学校	令和4年度から令和9年度
令和5年度統合	県立伊達高等学校	伊達市立梁川中学校	令和5年度から令和9年度
	県立二本松実業高等学校	二本松市立小浜中学校、二本松市立岩代中学校、二本松市立東和中学校	令和5年度から令和9年度
	県立会津農林高等学校	喜多方市立山都中学校、喜多方市立高郷中学校	令和5年度から令和9年度
	県立南会津高等学校	南会津町立館岩中学校、南会津町立南会津中学校	令和5年度から令和9年度
令和7年度統合	県立いわき総合高等学校	いわき市立赤井中学校 いわき市立小川中学校 いわき市立三和中学校 いわき市立好間中学校	令和7年度から令和11年度
令和8年度統合	県立あぶくま柏鵬高等学校	田村市立滝根中学校 小野町立小野中学校 平田村立ひらた清風中学校 川内村立川内小中学園	令和8年度から令和12年度
	県立いわき商業情報高等学校	いわき市立四倉中学校 いわき市立久之浜中学校	令和8年度から令和12年度

* 統合により、（B）の生徒が（A）の高校に進学する場合、学力基準を緩和します。

※1 及び ※2 については、対象中学校は限られていますのでご注意ください。
 詳しくはお問い合わせください。

(3) 所得基準

ア 世帯人員の認定

世帯人員の認定は申込時の状態で次のとおり行ってください。

- ① 同居・別居を問わず、本生計を一にする家族は同一世帯員としてください。
- ② 次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員としてください。
 - ・主たる家計支持者が出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。
 - ・就学又は病気療養等のため一時別居しているとき。
 - ・主として扶養している別居の祖父母。
 - ・その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。
- ③ 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は記入しないでください。

イ 所得（収入）の種類別による所得金額の算定

- ① 給与所得（収入）
給与等（年金を含む。）の収入金額（所得証明書の「給与収入金額」又は「給与支給金額」）から表1（p14）の計算式に基づき算出した金額を所得金額とします。
- ② 給与所得以外の所得（収入）
所得税法に規定する所得証明書の給与所得以外の所得（営業等所得、農業所得、不動産所得、雑所得等）を所得金額とします。

ウ 所得金額算定上の注意

所得金額は、主たる家計支持者の所得金額を算定してください。

- ① 所得金額は、令和7年度 令和6年分・令和6年1月から令和6年12月まで）の所得証明書の収入金額を基礎として算定します。算定にあたり、主たる家計支持者を確認するため、就学者以外の全員の所得証明書を提出するよう指導してください。（無職や年金収入であっても必要になります。）
なお、令和6年度に学生であった者については、「令和7年3月〇〇学校卒業」と記載してください。
- ② 令和6年の中途又は、令和7年中に新たに就職、転職（開業・転業・勤務先変更等も含む。）等により収入源に変動があった者については、次により申込時現在の状態で算定します。
 - （ア）給与所得者の場合、勤務先が発行した入社月から12か月分の「給与支払（見込）証明書」を提出してもらい、申込年の収入金額を推算してください。
 - （イ）給与所得者以外の場合、願書に申込時の家庭事情、家計の状況、年収見込等を記入させ、申込年の収入金額を推算してください。
- ③ 申込時現在失業している場合は、令和6年中に収入があっても、0（ゼロ）と記入してください。ただし、失業給付金受給中（受給予定を含む。）の場合は、受給額（見込額を含む。）を収入とみなし、所得金額に算入し、「雇用保険受給資格者」の全面コピー（A4サイズ）したものを添付してください。
- ④ 所得金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額は切り捨ててください。

エ 特別控除額算定上の注意

特別控除額は、それぞれ該当する特別の事情を次により認定の上、適用してください。
なお、特別控除の適用については、申込時の状態で行うものとします。

① 「母（父）子世帯」の控除は、世帯の構成が次に該当する場合に適用してください。

(ア) 母又は父と18歳未満の子女の世帯。

(イ) 母又は父と18歳未満の子女及び60歳以上で経済力のない（年間所得金額が50万円以下の者をいいます。）祖父母の世帯。

※ 父又は母の行方不明が民生委員等の証明により確認できる場合は母子・父子世帯として差し支えありません。

(注) 18歳以上の就学者（本人を含む）及び長期療養を要したり心身に障がいのある場合等で経済力のない人は18才未満の子として扱ってください。

② 「就学者」（本人を含む。）の控除は、次のとおりとします。

(ア) 小学校・中学校以外については、設置者（国公・私立）別、通学形態（自宅・自宅外）別に控除するものとします。

(イ) 大学通信教育部及び大学院の学生は大学学生分として、高等学校通信制の生徒は高等学校生徒分として、控除の対象とすることができます。

(ウ) 放送大学に在学する全科履修生は、私立大学学生分として控除の対象としますが、科目履修生・選科履修生は控除の対象とすることはできません。

(エ) 高等学校・大学・高等専門学校の専攻科生及び別科生については、それぞれ高等学校生徒、大学学生、高等専門学校生に相当するものとして、控除の対象とすることができます。

(オ) 専修学校高等課程及び専門課程に在学している生徒は控除の対象としますが、専修学校一般課程に在学している生徒及び各種学校（予備校）に在学している者については、控除の対象としません。

※ 別居の事実を証明する「住民票」「居住証明書」「在寮証明書」等の提出がない場合は、自宅通学として控除します。

③ 「障がいのある人」の控除の対象は次のとおりとします。

(ア) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体に障がいがあると記載されている人、又は以下に掲げる人。

a 戦傷病者特別援護法第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている人。

b 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を申請中である人。

c 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けていない人でも、「身体障害者福祉法別表」の範囲の身体上の障がいがあることが明らかな人。

(イ) 原子爆弾によって被爆した人で身体の機能に障がいのある人。

(ウ) 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人若しくは知的な障がいのある人と判定される人。（精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人については、医師等の証明、知的な障がいのある人については、児童相談所、知的な障がいのある人のための更正相談所、精神衛生鑑定医の判定により知的な障がいがある人であることが明らかな人。）

(エ) 常に就床を要し、複雑な介護を必要とする人。（介護されなければ自分で排せつができない程度以上の人で6か月程度以上状況が継続している事実が明らかな人。）

④ 「長期に療養を要する人」の控除は、次のとおりとします。

申込時において6か月以上にわたる期間療養中の人、又は療養を必要と認められる人として、控除額は申込時までの支出額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額を算出します。

控除の対象とする費目は次のとおりとします。ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額及び損害賠償等により補てんされる金額は除きます。

- (ア) 医師又は歯科医師に対して支払う診療代、治療代
- (イ) 病院、診療所への入院費用
- (ウ) マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療費
- (エ) 看護人に対して支払う費用
- (オ) 治療又は療養のための医薬品代
- (カ) 病院、診療所へ通院するための交通費（必要不可欠なものに限る。）
- (キ) 介護保険により受けた介護サービスの自己負担金

⑤ 「主たる家計支持者が別居している世帯」の控除は、次のとおりとします。

別居のために特別に支出している金額とし、住居費、光熱水道費の実費に限られます。

- (ア) 別居している主たる家計支持者の収入金額は、世帯へ送金してくる金額を計上するのではなく、主たる家計支持者の収入のすべてをその世帯の収入金額として計上し、別居のため、特別に支出している金額のみを改めてここで控除します。
- (イ) 別居している家族への扶養送金は、控除の対象となりません。

⑥ 「火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯」の控除は、次のとおりとします。

申し込みの前年から申請時まで被害を受けたため、将来支出が増大したり収入が減少したりして長期（2年以上。以下同じ。）にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる場合に限り、ただし、被害を受けなかったものと仮定したときの所得金額が所得基準額を著しく超えている場合は、推薦の対象としないことを原則とします。

控除額は原則として次のとおりとしますが、保険・損害賠償等により補てんされた場合は控除額から除きます。

- (ア) 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料・家具の購入費、修理費等とします。
- (イ) 生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額とします。
(注) 単に被害額や復旧費をそのまま控除するのではないことに注意してください。なお、所得税の雑損控除を受ける場合は、その額を控除して差し支えありません。

⑦ 「家計支持者が父母以外の世帯」の控除は、次のとおりとします。

世帯の構成が次に該当する場合に適用されます。

- (ア) 18歳未満だけの子女の世帯。
- (イ) 祖父母と18歳未満の子女の世帯。
- (ウ) 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子女の世帯。
- (エ) 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子女及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯。
 - ※ 18歳以上の就学者（本人を含む）及び長期療養、心身に障がいのある等のため経済力のない人は18歳未満の子女として扱います。
 - ※ 祖父母及び兄弟には、それぞれ一方だけの場合も含みます。

オ 特別控除にかかる証明書

特別控除の特別の事情に該当する場合において、証明書が必要になっているものについては、必ず「特別の事情にかかる経費内訳」（指定様式）に証明書等（領収書等のA4コピー）を添付の上、提出させてください。なお、証明書等の添付書類がない場合は、控除の対象となりませんので、必ず添付するよう指導してください。

カ 所得判定上の注意

所得の基準に合致しているかどうかを判断する場合に、算出した所得金額をただ機械的に所得基準額に対比するのではなく、家計の実情等を総合的に判断し、本人の修学にさしたる困難がないと判断される場合には推薦しないでください。

3 願書・推薦調書の作成について

(1) 奨学生願書

- ア 願書については、記載例どおり正しく記入されているかどうかを確認してください。
- イ 記入漏れ、判読困難などの不備のある願書は、判定材料を欠くものとして選考から除外されることがあります。
- ウ 採用決定後でも、記入内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合には、採用を取り消す場合があるので、ありのままを記入するよう指導してください。
- エ 申請者の記入した事項を点検して、その記入事項に誤りがあるときは、申請者に二重線で訂正させた上、訂正印を押させてください。(修正液、テープは不可。)

(2) 推薦調書

- ア 推薦調書は、在学する学校側において作成することになるので、誤りや記入漏れのないように正確に記入してください。
- イ 「在学学校の成績」の欄には、中学校における1、2年の全履修教科の成績を学年、教科ごとに記入してください。
なお、5段階法によらない評定については5段階に換算して算定してください。ただし、換算できない教科(選択科目等)については算定しなくてよいこととする。
- ウ 教科の成績の記入にあたっては、選考において成績の平均値を点数化するため、誤りがあると採否を左右してしまうので、十分に注意して記入してください。
- エ 「成績の平均値」の欄は、全履修教科の評定の合計を全履修教科数で割った値(小数点第2位で四捨五入)を記入してください。
- オ 「推薦所見」の欄には、申請者の学力、人物、家庭状況の観点から記入してください。
- カ 「参考事項」の欄には、願書等に表れないことで特記すべき事があれば、記入してください。
なお、「在学学校の学業成績の席次」の欄は、直近の成績(定期テストなど)の状況について記入してください。

4 返還までの手続きについて

奨学資金は貸与するものであり、必ず返還するものであることを申請者に充分周知、指導した上で、推薦してください。

(1) 借用証書等の提出

奨学資金の貸与が終了したときには、借用証書及び返還明細書を連帯保証人及び保証人と連署の上、県教委に提出してください。

(2) 返還

ア 奨学資金の返還は、貸与を受けた奨学資金の総額に応じて、表4（p 15）で定める期間内に、半年賦で返還しなければなりません。（1回あたりの返還額については、表5（p 15）を参照してください。）

イ 奨学資金の返還方法は、県教委が発行する納入通知書により県の指定する金融機関（指定代理金融機関・収納代理金融機関）、または、コンビニエンスストアで納付してください。

ウ 奨学資金の返還を怠ったときは、延滞利息（年10%）が課せられます。

エ 納期限を過ぎても返還に応じない場合は、連帯保証人又は保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

(3) 返還猶予

猶予の申請は納期限を過ぎると受付できませんので、すみやかに申請してください。

ア 在学中、奨学資金を必要としなくなったときは奨学資金を辞退することができます。この者が引き続き在学する場合は願出により卒業時まで返還が猶予されます。

イ 上級学校に進学したときは願出により卒業時まで返還が猶予されます。

ウ 災害、疾病その他正当な事由のために返還が困難になった場合は、次期返還期日前に手続きをすれば返還が猶予されることがあります。

(4) 返還免除

本人が死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により返還ができなくなった場合は、願出によって返還未済額の全部又はその一部の返還を免除することがあります。

所得金額の求め方

家計支持者一人の所得金額（給与その他の収入などの1年間の総収入額から必要経費、特別控除額を差し引いた金額）が表2（所得基準額表）の基準額以下であること。

給与所得者 5人家族（父・母・大学生・中学生・祖母）の例

			収入金額	控除額（表3）
父	会社員	給与収入	8,500千円	
母	パート従業員	給与収入	950千円	
兄	私立大学	自宅外通学		1,440千円
本人	中学校3年生	自宅通学		160千円
祖母	無職	年金収入	520千円	860千円

父が家計支持者であるので、

所得証明書の「給与収入金額」
もしくは「給与支払金額」

身体障がい者控除額

- ① 給与所得の計算式（表1）から

$$8,500\text{千円} \times 0.7 - 2,226\text{千円} = 3,724\text{千円}$$

- ② 特別控除額表（表3）から（控除を差し引く）

$$3,724\text{千円} - (1,440 + 160 + 860) = 1,264\text{千円}$$

※その他の所得（営業所得、不動産所得等）があれば上記の所得金額に加算されます。

- ③ 所得基準額表（表2）により 5人世帯3,070千円以下 ということで申請可能となります。

給与所得者以外（自営業・農業等） 3人家族（父・姉・本人）の例

			所得金額	控除額（表3）
父	自営業	営業所得	3,300千円	490千円
姉	専門学校	自宅外通学		1,120千円
本人	中学校3年生	自宅通学		160千円

父子家庭控除額

- ① 給与所得の計算式（表1）は当てはめない。

- ② 特別控除額表（表3）から（控除を差し引く）

所得証明書の「営業所得」もしくは「農業所得」、「不動産所得」等の合計金額

$$3,300\text{千円} - (490 + 1,120 + 160) = 1,530\text{千円}$$

- ③ 所得基準額表（表2）により 3人世帯2,640千円以下 ということで申請可能となります。

表 1 給与所得の計算式

収入金額3,290千円以下のもの……………	所得金額＝0円
収入金額3,290千円を超え4,000千円までのもの……	収入金額×0.8－2,626千円＝所得金額
収入金額4,000千円を超え8,780千円までのもの……	収入金額×0.7－2,226千円＝所得金額
収入金額8,780千円を超えるもの……………	収入金額－4,860千円＝所得金額

表 2 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	基 準 額	世帯人員	基 準 額
1 人	1,430,000円	5 人	3,070,000円
2 人	2,290,000円	6 人	3,250,000円
3 人	2,640,000円	7 人	3,410,000円
4 人	2,860,000円		

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。

表 3 特別控除額表

特 別 の 事 情		特 別 控 除 額				証 明 書
1	母(父)子家庭	490,000円				不要 (注1)
2	就学者のいる世帯 (1人につき) 注1：自宅外通学の控除は、住民票又は居住証明書等で確認できる場合に限ります。 確認できないときは、自宅通学の控除になります。	区 分	通学形態	国公立	私 立	
		小学校児童		80,000円		
		中学校生徒		160,000円		
		高等学校生徒	自 宅 通 学	280,000円	410,000円	
			自 宅 外 通 学	470,000円	600,000円	
		高等専門学校学生	自 宅 通 学	360,000円	600,000円	
			自 宅 外 通 学	550,000円	800,000円	
		専修学校高等課程生徒	自 宅 通 学	170,000円	370,000円	
			自 宅 外 通 学	270,000円	460,000円	
		専修学校専門課程学生	自 宅 通 学	220,000円	720,000円	
自 宅 外 通 学	620,000円		1,120,000円			
	大学学生	自 宅 通 学	590,000円	1,010,000円		
		自 宅 外 通 学	1,020,000円	1,440,000円		
3	身体障がい者のいる世帯	1人につき860,000円とする。				要
4	長期療養者のいる世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額。				
5	家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出した金額。 ただし、710,000円を限度とする。				
6	火災・風水害・盗難などの被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費をうるための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があつて将来長期にわたって減収または支出増になると認められる年間金額。				
7	家計支持者が父母以外の世帯	410,000円				

備考

- ①「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人を含みます。
- ②現時点（申請時点）において特別の事情に該当する項目について控除されます。
- ③3の障がい者控除と4の長期療養者の控除は重複できません。

表 4 返還期間

貸与を受けた奨学資金の総額	期間	貸与を受けた奨学資金の総額	期間
400,000 円以下	7 年	1,600,000 円を超え 1,800,000 円以下	14 年
400,000 円を超え 600,000 円以下	8 年	1,800,000 円を超え 2,000,000 円以下	15 年
600,000 円を超え 800,000 円以下	9 年	2,000,000 円を超え 2,200,000 円以下	16 年
800,000 円を超え 1,000,000 円以下	10 年	2,200,000 円を超え 2,400,000 円以下	17 年
1,000,000 円を超え 1,200,000 円以下	11 年	2,400,000 円を超え 2,600,000 円以下	18 年
1,200,000 円を超え 1,400,000 円以下	12 年	2,600,000 円を超え 2,800,000 円以下	19 年
1,400,000 円を超え 1,600,000 円以下	13 年	2,800,000 円を超えるもの	20 年

表 5 返還額の事例

		通学別	貸与月額	貸与月数	貸与総額	半年賦額	返還回数	返還年数
国 公 立 高 等 学 校	3 年制	自 宅	18,000 円	36 月	648,000 円	36,000 円	18 回	9 年
		自宅外	23,000 円	36 月	828,000 円	41,000 円	20 回	10 年
私 立 高 等 学 校	3 年制	自 宅	30,000 円	36 月	1,080,000 円	49,000 円	22 回	11 年
		自宅外	35,000 円	36 月	1,260,000 円	52,000 円	24 回	12 年
		貸与年数	貸与月額	貸与月数	貸与総額	半年賦額	返還回数	返還年数
大 学	国公立	4 年	35,000 円	48 月	1,680,000 円	60,000 円	28 回	14 年
	私 立	4 年	40,000 円	48 月	1,920,000 円	64,000 円	30 回	15 年
短 期 大 学	国公立	2 年	35,000 円	24 月	840,000 円	42,000 円	20 回	10 年
	私 立	2 年	40,000 円	24 月	960,000 円	48,000 円	20 回	10 年
高等専門学校		5 年	18,000 円	60 月	1,080,000 円	49,000 円	22 回	11 年

※ 端数は初回返還金で調整されます。

